

10月23日

周防大島町長選挙 周防大島町議会議員一般選挙 の投票日です。

投票できる人

投票できるのは、平成10年10月24日以前に生まれた満18歳以上の日本国民で、選挙人名簿登録基準日(10月17日)まで、引き続き3か月以上周防大島町の住民基本台帳に登録されている人です。(平成28年7月17日までに転入の届出をされた人)なお、選挙の当日(期日前投票にあつては投票の当日)までに町外へ転出された方は投票できません。

期日前投票

投票日当日に仕事や冠婚葬祭・レジャーや買い物などの私用で、投票所に行くことができない人は期日前投票ができます。日程は入場券の裏にも印刷してあります。

不在者投票

病院等に入院(入所)している人は、入院(入所)先が指定施設であれば病院等で不在者投票ができますので、施設長に申し出てください。

◆期日前投票の日時と場所

場所	期間	時間	対象地域
大島・久賀・橘 庁舎 東和総合センター	10月19日(木)～10月22日(土)の毎日	8:30～20:00	町内全域
各出張所	10月20日(木)	8:30～18:00	町内全域
前島公民館	10月19日(木)	8:30～11:00	前島地区
笠佐老人憩の家	10月19日(木)	10:30～11:30	笠佐地区
畑能庄公会堂	10月21日(金)	9:00～12:00	畑能庄地区
雨振公民館	10月21日(金)	9:00～12:00	雨振地区
神浦公民館	10月21日(金)	14:00～17:00	神浦地区
伊崎公民館	10月21日(金)	14:00～17:00	伊崎地区
源明区民館	10月21日(金)	9:00～12:00	源明地区
長浜集会所	10月21日(金)	9:00～12:00	長浜地区

10月23日(日)は周防大島町長選挙・周防大島町議会議員一般選挙の投票日です。この選挙は私たちの代表を決める大切な選挙です。あなたの一票を正しく使いましょう。

郵便投票

身体に重度の障害がある人は、郵便によって不在者投票ができます。この制度は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳を交付されている人で、その傷害の程度が一定の基準に当てはまる人や介護保険法に規定する要介護区分が「要介護5」の人に限りです。くわしいことは早めに選挙管理委員会へおたずねください。

点字投票

目の不自由な人は、点字により投票できますので、投票所で係員に申し出てください。

代理投票

投票は自分で書いて投票するのが原則ですが、身体が不自由などのため、自分で書くことができない人は代理投票ができますので、投票所で係員に申し出てください。

入場券

入場券は郵送で届きます。投票日には入場券に記載してある投票所で投票してください。入場券を忘れたり紛失したりしたときは、当日投票所の係員に申し出てください。

投票用紙

投票用紙は
○町長：白色の紙に黒色のインク
○町議：桃色の紙に黒色のインクで印刷されています。
投票用紙の決められた枠内に、漢字、ひらがな、カタカナのどれでもかまいませんから、候補者氏名を正しくはつきり書いてください。
なお、氏名以外のことを書くと無効になる場合があります。

開票

◎日時 10月23日(日)午後8時
◎場所 B & G 海洋センター体育館

問い合わせ

周防大島町選挙管理委員会事務局
☎0820(74)1000